

2023年6月9日

お客さま各位

株式会社イーネットワークシステムズ

**梅雨前線による大雨および台風第2号に伴い被災された地域に  
お住まいのお客さまに対する電気料金の特別措置について**

このたびの梅雨前線による大雨および台風第2号により被災されたお客さまに、心よりお見舞い申し上げます。

弊社は、このたびの梅雨前線による大雨および台風第2号の影響で災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域にお住まいの被災されたお客さま等からお申し出を受けた場合に、下記の特別措置を適用いたします。

**1. 対象地域**

<災害救助法適用日：6月2日>

**災害救助法適用地域**

- 【茨城県】取手市
- 【埼玉県】草加市、越谷市、北葛飾郡松伏町
- 【静岡県】磐田市
- 【和歌山県】海南市

**隣接市町村**

- 【茨城県】龍ヶ崎市、守谷市、つくばみらい市、北相馬郡利根町
- 【埼玉県】さいたま市、川口市、春日部市、八潮市、三郷市、吉川市
- 【千葉県】野田市、柏市、我孫子市
- 【東京都】足立区
- 【静岡県】浜松市、袋井市、周智郡森町
- 【和歌山県】和歌山市、有田市、紀の川市、有田郡有田川町、海草郡紀美野町

なお、災害救助法の適用地域については、内閣府による「災害救助法の適用都道府県」に準じて更新されます。最新情報については、「内閣府発表\_災害救助法の適用状況」をご参照ください。

「内閣府発表\_災害救助法の適用状況」 [https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo\\_tekiyou.html](https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)

**2. 主な特別措置内容**

<支払期日の1ヶ月延長>

2023年5月分※、6月分、7月分および8月分の電気料金について、支払期日（支払い義務発生日の

翌日から 30 日目) を 1 ヶ月間延長いたします。

※5 月分については、支払期日が災害救助法の適用日である 2023 年 6 月 2 日以降となる地域のお客さまが対象となります。

### 3. 特別措置の申込み方法

この特別措置の適用を希望されるお客さまは、弊社コールセンターまでお問合せください。

ENS コールセンター 0570-091-710 受付時間 10:00~18:00 (平日)